

## 入札心得書

- 1 入札参加者は、財産売払公告書及び本心得書を熟読の上入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し町の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札参加者は、公告で指定された日時までに、指定された場所において、一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人に委任状を添付すること。）及び必要書類を提出してください。
- 4 入札参加者は、入札開始前に入札会場において、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納めなければなりません。
- 5 入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、入札保証金受領証書により還付します。  
なお、落札者の入札保証金は売買契約を締結したときに契約保証金の全部又は一部に充当しますが、契約保証金を全額納付する場合は、これを還付することができます。
- 6 入札書は、公告した日時及び場所において、所定の入札箱へ投入してください。
- 7 入札書は、入札者の住所、氏名(法人にあっては商号名称及び代表者名)を記入の上、必ず印鑑証明書に登録された印鑑(委任状の受任者にあっては委任状に押印された受任者の印鑑)を押印してください。
- 8 入札箱へ投入した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
  - (1) 美咲町財務規則第98条各号に規定する入札
  - (2) 一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人に委任状を添付すること。）を提出していない者の入札
  - (3) 入札書に記載した金額が訂正してあるもの
  - (4) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札
  - (5) 公告又は本心得事項に違反した入札
  - (6) 酒気を含めて入場した者の入札
  - (7) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

## （8）入札に関し、町の担当職員の指示に従わなかった者の入札

- 10 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち会わせて行います。この場合において、入札者が立ち会わないときは、町の指定した職員を立ち会わせて開札します。
- 11 開札の結果、予定価格書に記載されている価格以上で、かつ、最高の価格の入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きによって落札者を定めます。  
このくじ引きによる場合において、くじを引かない者があるときは、町の指定した職員にくじを引かせて決定します。
- 12 落札者が、美咲町普通財産一般競争入札落札決定通知書を受けた日から14日以内に売買契約を締結しない場合には、その落札は無効になり、入札保証金は町に帰属することとなります。
- 13 落札者は、売買契約を締結する際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を町が交付する納入通知書により納めるか、美咲町財務規則第89条第2項に定める国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保を提供しなければなりません。
- 14 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、町が交付する納入通知書に記載された日までに納めなければなりません。
- 15 契約保証金は、前項の金額を納入期限までに完納したときに、売買代金の一部に充当します。ただし、前項の金額を納入期限までに完納しないときは、契約保証金は町に帰属することになり、売買契約も解除することとなります。  
なお、契約を解除するに当たり、正当性等を審査し、場合によっては損害賠償を求ることもあります。
- 16 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、美咲町財務規則、美咲町普通財産処分事務取扱要綱、美咲町普通財産一般競争入札売払事務処理要綱の定めるところによって処理します。

## 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

**第167条の4** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に關して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 一般競争入札スケジュール

申込みから所有権移転までの流れ

